

申請・届出期日早見表 (R6.11月修正版)

申請・届出項目		提出期限
○指定申請	事業計画書（県事前協議）	指定予定日が属する月の前々月の10日 （共同生活援助については前々月の10日までに県事前協議を完了する）
	申請書類一式	指定予定日が属する月の前々月の末日
○廃止届		廃止の1か月前まで （最終営業日を廃止日とする）
○休止届		休止の1か月前まで （休止期間は最長で1年間）
○指定更新申請		指定期間満了日の属する月の前月の末日
○加算届	新規算定・上がる時	毎月15日 （過ぎた場合は翌々月分から算定）
	取り下げ・下がる時	事象発生後速やかに提出（変更月内）
○変更指定申請	定員の増員（生活介護・就労継続支援A型及びB型に限る）	変更の1か月前まで（事前）
	指定障害者支援施設における施設障害福祉サービス種類の変更	
	施設入所支援における入所定員（生活介護に係るものに限る）の増員	
○変更届出	従たる事業所の設置	変更の1か月前まで（事前）
	単位追加	
	共同生活住居の追加（共同生活援助）	
	体制等状況一覧における施設等区分の変更	
	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	申請者の名称	
	法人（主たる事務所）の所在地	変更日より10日以内（事後）
	事業所の定員増（生活介護・就労継続支援A型及びB型以外の増員に限る）	
	事業所の定員減（全サービス）	
	事業所の平面図及び設備の概要	
	申請者の所在地	
	代表者の氏名及び住所	
	事業所の管理者の氏名及び住所	
事業所のサービス管理責任者・サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者の氏名及び住所		
運営規程の変更		

※このほか、「施設入所支援」における定員の減員については事前にご相談いただきますようお願いいたします。